

# 全国厚生労働関係部局長会議

平成29年 1月19日

厚生労働省労働基準局

国会において、働き方改革等の課題について各地域で地方公共団体や労使を交えて話し合う場の設置を促していくことの重要性が指摘され、安倍総理からは「都道府県において、地域ぐるみで働き方改革を推進するため、労使を始めとする地域の関係者が集まる会議を設置していくことについて検討を進めてまいりたい」旨の答弁がなされたことを踏まえ、都道府県労働局に、地方公共団体及び労使等で構成される会議の開催を指示しています。

日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、全国知事会、経済産業省にも協力を要請しており、結果、平成27年度中に全都道府県で少なくとも1回開催され、既に28の都道府県では2回目以降の会合も開催されてます。

### ■ 設置形態

以下のような選択肢の中から、都道府県の意向を十分踏まえて決定されている。

- ① 都道府県が事務局となり、労使等が参画する形
- ② 既存の労使、都道府県及び労働局から構成される協議会組織等の活用

### ■ 会議の主たるテーマ

若者対策も含めて、長時間労働対策・年次有給休暇取得促進施策等の働き方の見直し、賃金や就業形態等の面で魅力ある雇用機会の創出、非正規労働者等のキャリアアップ・能力開発等を基本とし、各地域の実情に応じて都道府県や労使団体と協議し、決定されている。

※このため、会議の名称も様々

山形県：正社員転換・働き方改革等推進会議      愛知県：愛知県政労使協議会  
大阪府：大阪働き方改革推進会議      鳥取県：正規雇用一万人チャレンジ推進会議 等

## ■知事や労使団体のトップの出席

都道府県知事や労使団体のトップが出席し、高いレベルでの議論も行われています。

※知事が出席した都府県：宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、広島県、山口県、福岡県、宮崎県、沖縄県

## ■会議で議論された結果の取りまとめ

地域の実情に応じた働き方改革の取組をより一層進めていくため、会議に参画している関係団体で合意し、今後の取組事項等について共同で文書を取りまとめて発信している例もあります。

※既に共同宣言等を発表している道府県：北海道、青森県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、京都府、大阪府、山口県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

## ■地方公共団体や労使団体以外の幅広い構成員の参画

地方公共団体や労使団体の他、大学や多様な業種別団体等、様々な構成員が参画し、幅広い議論を行っている会議もあります。

※幅広い構成員の出席が見られる県：岩手県、愛知県、鳥取県、広島県

## ■金融機関の参画

地域の金融機関にも参加を呼びかけ、それら金融機関の目利き機能を活用し、企業の生産性向上を労働時間の短縮や賃上げにつなげ、更なる好循環を生み出すための議論をしている会議もあります。

※金融機関が参画している道県：北海道、青森県、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、神奈川県、岐阜県、大阪府、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県

# 過労死等の防止のための対策について

- 過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）に基づき、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する大綱を作成（平成27年7月24日閣議決定）

## 1. 大綱で定める対策

- 大綱には、過労死等防止対策推進法第8条から第11条までに規定された**四つの対策**を盛り込む。

### ＜過労死等の防止のための対策＞

調査研究等  
(同法第8条)

啓発  
(同法第9条)

相談体制の整備等  
(同法第10条)

民間団体の活動に対する支援  
(同法第11条)

実施主体：国

実施主体：国・**地方公共団体**

## 2. 地方公共団体に取り組む重点対策

- 国が行う対策に協力するとともに、この対策を参考に、地域の産業の特性等の実情に応じて取組を進めるよう努める。対策に取り組むに当たっては、国と連携して地域における各主体との協力・連携に努める。
- 地方公務員を任用する立場からの対策を推進し、それぞれの職種の職務の実態を踏まえた対策を講ずるよう努める。

### ○ 啓発

- 住民が過労死等に対する理解を深めるとともに、その防止の重要性を自覚し、関心と理解を深めるため、住民に対する啓発を行うよう努める。
- 若年者に対する労働条件に関する知識の付与について、大学等での啓発とともに、中学校・高等学校等において、生徒に対して労働に関する指導の充実に努める。
- 地域の産業構造や労働時間等の実態に合わせて、企業等に対する啓発を行うとともに、年次有給休暇の取得促進について、地域全体の気運の醸成に努める。
- 過重労働による健康障害の防止、職場におけるメンタルヘルス対策、パワーハラスメントの予防について、国と協働して、周知・啓発を行うよう努める。

### ○ 相談体制の整備等

- 国等が設置する相談窓口との連携に努める。

### ○ 民間団体の活動に対する支援

- 民間団体に取り組むシンポジウムへの協力・後援等の支援を行うよう努める。

健康で充実して働き続けることのできる社会へ

# 過労死ゼロを 実現するために



国民一人ひとりが  
自身にも関わることとして  
過労死とその防止に対する  
理解を深めましょう。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

《パンフレット（表紙）》

# 過労死等防止対策の推進について

## 過労死等防止啓発月間〔11月〕

「過労死等防止対策推進法」に基づく月間。過労死等の防止の重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深める。○過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死等の防止の活動を行う民間団体と連携し、シンポジウムを開催（11月を中心に全国で計43回を予定）

○ポスター、パンフレット等の掲示・配布及び各種媒体を活用した周知・啓発

ポスター、パンフレット、リーフレットを作成し、関係機関に配布するとともに、全国紙及び地方紙への広告及びインターネット広告を掲載

○過重労働解消キャンペーン

過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等を実施



○労使の取組を促すための厚生労働大臣からの協力要請

厚生労働大臣より使用者団体・労働組合に対し、過重労働解消に向けた協力要請を发出

○ベストプラクティス企業の紹介・報道

都道府県労働局長が、長時間労働削減に向けた積極的な取組を行う企業を訪問。取組事例を地域に紹介

○企業に対する重点監督の実施

長時間労働による過労死等での労災請求が行われた企業や、離職率が高く若者の「使い捨て」が疑われる企業に対して、重点的な監督指導を実施。

○「過重労働解消相談ダイヤル」での電話相談

過重労働などの労働相談について、専用ダイヤル（無料）を設けて都道府県労働局の担当官が対応 **実施日時：11月6日（日）** フリーダイヤル：0120 - 794 - 713（なくしましょう長い残業）

○過重労働解消に向けたセミナー開催

企業の労務管理担当者等を対象とした「過重労働解消のためのセミナー」を全国で計60回実施



## 1 意識調査結果

### ○ 学生アルバイトに係る意識等調査※の結果

#### ①労働条件の明示が行われていない

(書面での交付が行われていないもの:58.7% など)

#### ②48.2%で何らかの労働条件に関するトラブルがあったと回答

- ⇒うち労働基準法違反(賃金・労働時間等)のおそれがあるもの
  - ・準備や片付け時間の賃金不払い13.6%、休憩時間がとれない8.8%
- ⇒その他、労使間のトラブルに関するもの
  - ・合意した以上のシフトを入れられた14.8%、急なシフト変更14.6%

#### ③アルバイトによる学業への支障についての意見も認められた

- ⇒試験期間に休みをもらえない、シフトを入れられた、シフトを変更してもらえなかった
- ⇒シフトを多く入れられたり、他の人の代わりに入れられたりして、授業に出られなかった 等

※大学生等1,000人を対象とした意識等調査を実施  
(平成27年8月～9月)  
インターネットでの調査であり、アルバイトを複数経験した学生もいたことから延べ件数は1,961件。上記は経験したアルバイトの延べ件数を記載。

## 2 調査結果を踏まえた対応

### ○事業主団体・業界団体に対する文書要請を実施(実施済)

⇒要請内容は、①労働基準関係法令の遵守や、②学生の本分である学業に支障を来さないよう、シフトの設定上の配慮をすることなど

※経済団体:日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会  
※業界団体:コンビニエンスストア、学習塾、スーパーマーケット、居酒屋などの団体

⇒業界団体への要請は文部科学省と連携して実施

### ○以下の取組を実施済、もしくは実施中

- ・大学生・高校生や事業主向けのチラシ・冊子等の作成  
⇒作成したリーフレットについては、文部科学省と連名で各大学等へ周知済
- ・大学・高校等への労働法制の普及にかかる講師派遣や、セミナー等の実施による周知・啓発
- ・相談への的確な対応
- ・法違反が疑われる企業に対する監督指導の実施

### ○「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの実施

- ・多くの新生者がアルバイトを始める4月～7月に実施
- ・実施にあたっては、大学等と労働局や地方自治体が協力
- ※実施メニューは、大学等における出張相談、リーフレットを活用した周知・啓発、労働局や労働基準監督署での若者相談コーナーの設置 など

## 3 今後の取組

- 今後作成予定の各大学等の学生支援担当の教職員向け冊子の配布や、各大学等の希望に応じて行う説明会等の実施
- 高校生向け労働法教育プログラムや若者向け労働関係法令の基礎を学ぶe-ラーニング教材の作成(28年度予算事業)
- 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの継続的な実施(予定)

## 1 調査結果

- アルバイトの労働条件を書面で示しておらず(60.0%)、口頭ですら示されていないものもあった(18.0%)
- 高校生が経験したアルバイトのうち、**32.6%で何らかの労働条件に関するトラブルがあった**と回答。  
(ただし、同程度(32.7%)が本調査項目に対して回答なしであった。)  
・トラブルのうち、労働基準法違反のおそれがあるものとしては、  
「休憩時間がなかった」(4.8%)、「働いた時間分の全てがアルバイト代として計算されていない」(3.8%)、  
「準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった」(3.8%)、「時間外労働について、割増賃金が支払われなかった」(3.4%)、  
「本来禁止されている深夜労働・休日労働をさせられた。」(2.2%)、などであった。  
・その他、労使間のトラブルとしては、  
「採用時に合意した以上のシフトを入れられた」(11.2%)、「合意した以外の仕事をさせられた」(8.8%)、などであった。
- アルバイトによる学業への支障について最も多かったのは、「試験の準備期間や試験期間に休みがもらえなかったり、無理にシフトを入れられたり変更されたりして、勉強のための時間が取れなかった」というものであった。

※本調査は、厚生労働省の委託事業である「高校生への労働法制に係るセミナー」の参加者へのアンケート調査(紙)により実施  
(平成27年12月～平成28年2月にかけて実施)  
4,016人(36校)から回答を受け、うち、アルバイト経験があり、かつ有効回答を寄せた**1,854名分の回答**を集計。  
高校生が経験した業種は、「スーパーマーケット」、「コンビニエンスストア」、「チェーンの飲食店(牛丼、カレーショップなど)」、「その他販売」  
(ホームセンターやドラッグストアなど)の順であった。

## 2 調査結果を踏まえた対応 (大学生等向けの取組との重複分を除く)

- 事業主団体・業界団体に対する文書要請(昨年度実施した学生アルバイトに係る要請に重ねて実施)  
※業界団体としては、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食店等の団体を対象に実施済
- 高校生向け労働法教育プログラムの作成・周知 (平成28年度予算事業)
- 文部科学省との連携・協力の下行う周知・啓発  
⇒全国高等学校PTA連合会の協力の下、高校生の保護者に対する周知・啓発を実施  
⇒キャリア教育の担当者会議においてリーフレット等を配布するなど、周知・啓発を実施

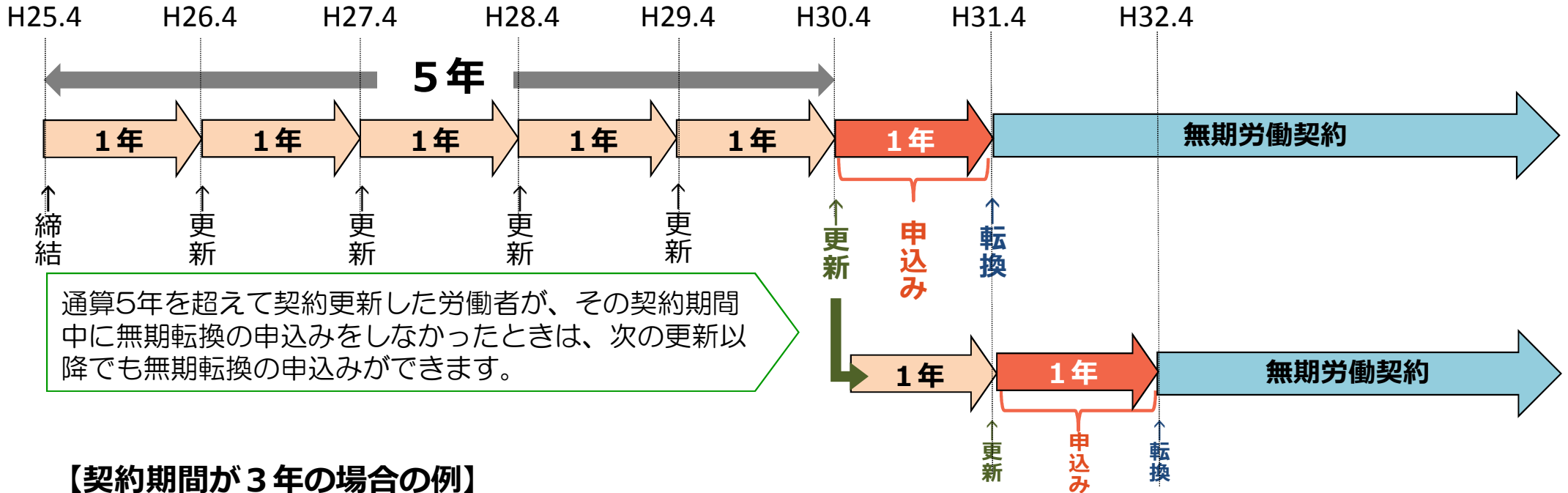
# 無期転換ルールの概要

○ 有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール。

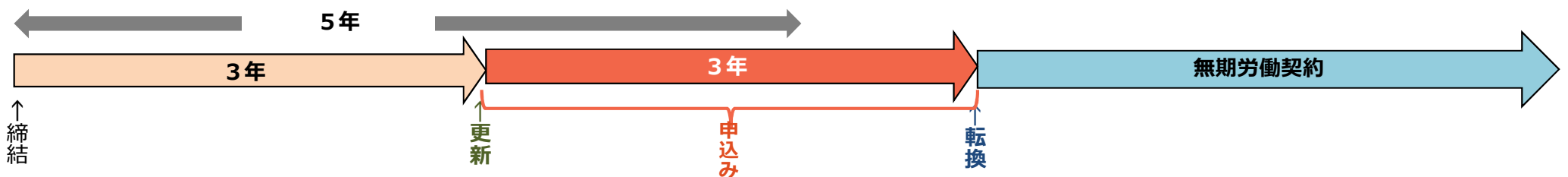
（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

※ 通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めません。

## 【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



## 【契約期間が3年の場合の例】



無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能。



## 「無期転換ルール」の導入に向けた厚生労働省の8つの支援

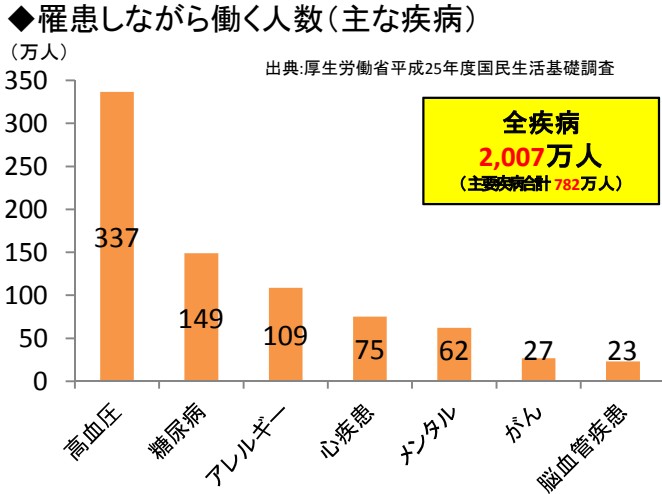
- 1 「無期転換ポータルサイト」を開設し、法律の概要や先進的な取組を行っている**企業の事例**を紹介
- 2 無期転換制度の導入手順などを紹介する**ハンドブック**を新たに作成
- 3 正社員化などを行った事業主に対する**キャリアアップ助成金**を拡充
- 4 無期転換ルールも含めた「**労働契約等解説セミナー**」を全国で208回開催
- 5 無期転換制度や「多様な正社員」の導入を検討する企業への**コンサルティング**を実施
- 6 無期転換制度や「多様な正社員制度」の導入の参考となる**モデル就業規則**を作成
- 7 無期転換ルールや「多様な正社員制度」についての**シンポジウム**を新たに開催
- 8 都道府県労働局に雇用環境・均等部（室）を新設し、**専門の相談員**を配置

# 治療と仕事の両立について①

## ～患者の現状とニーズ～

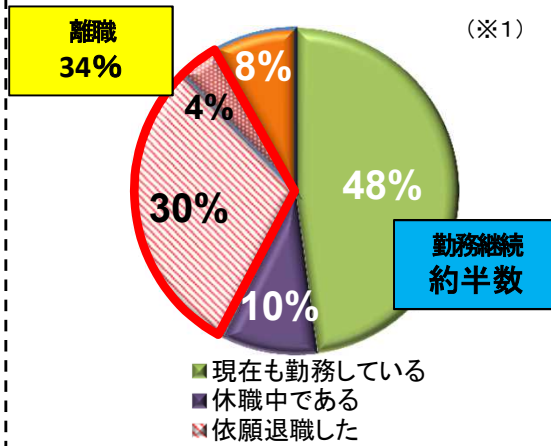
### 1. 患者の現状

日本の労働人口の**約3人に1人**が何らかの疾病を抱えながら働いている

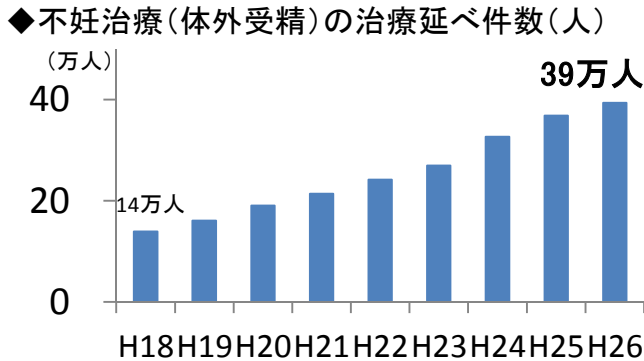


しかし、例えば、がんの場合は…

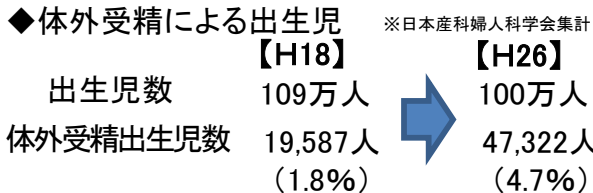
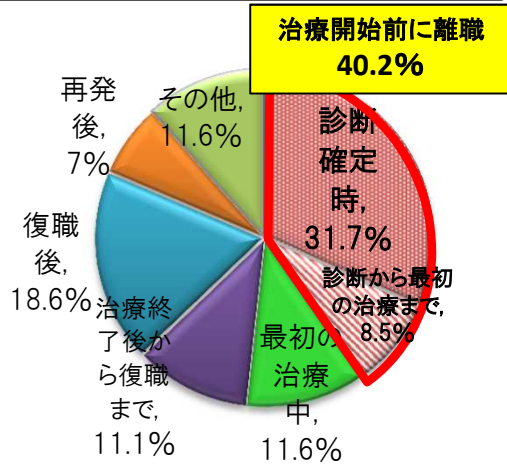
退職をする人が約34%存在



不妊治療を受けながら働く人も増えている



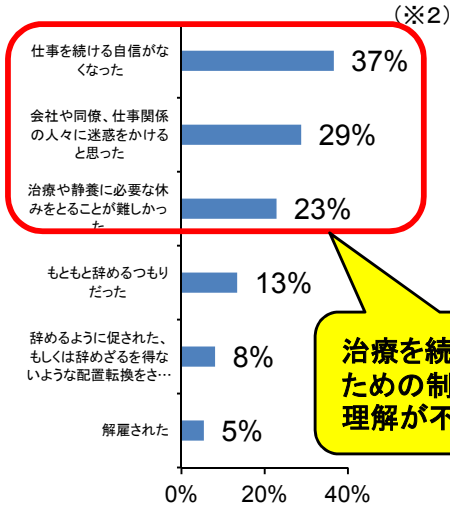
治療開始前に約40%の人が離職



出典:平成27年度厚生労働科学研究費補助金、厚生労働省がん対策推進総合事業「働くがん患者の職業復帰支援に関する研究 高橋班より」

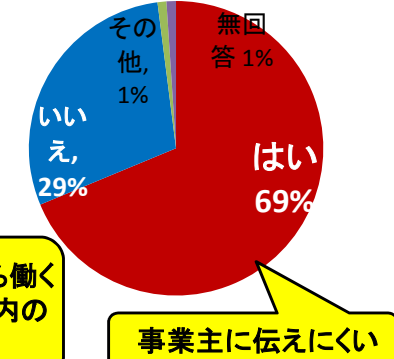
### 2. 患者等のニーズ

がん患者の離職理由

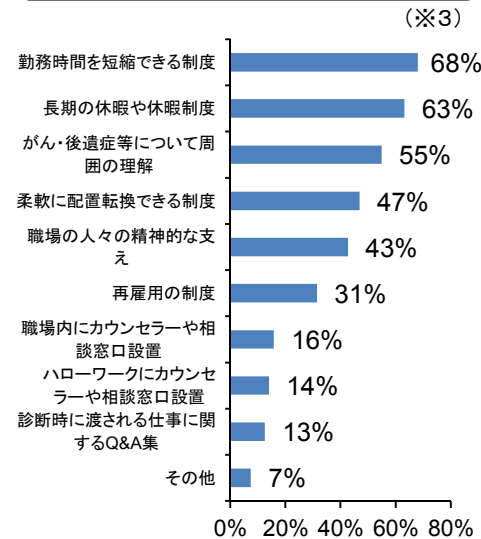


職場で不妊治療を周りに話さずらく感じたか

『職場で「不妊治療をしている」と周囲に話さずらく感じましたか?』

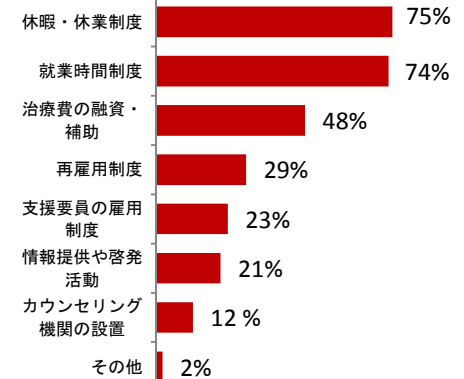


がん患者が両立のために必要なこと



不妊治療の両立のために必要なこと

『職場からどのようなサポートが欲しいですか?(複数回答)』



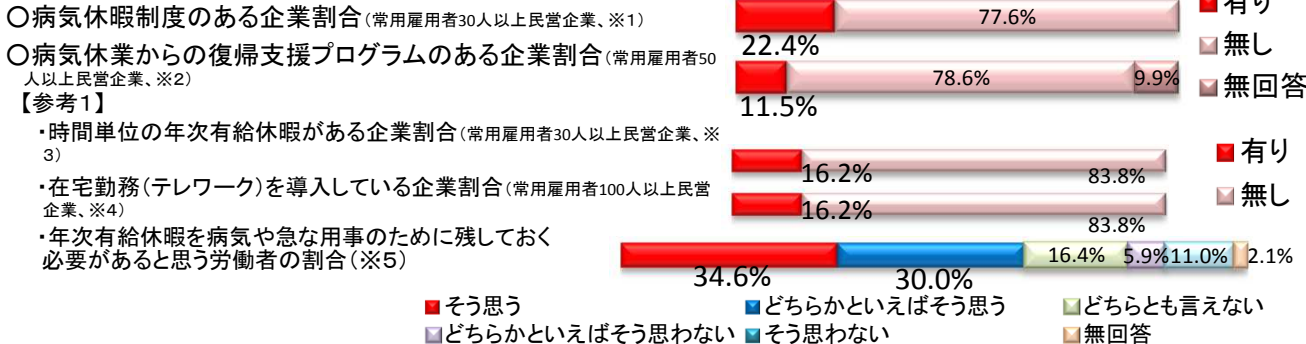
出典:NPO法人 Fine「仕事と治療の両立についてのアンケート」(2015)

柔軟な働き方等の企業の取組が不十分、相談体制も不十分

### 1. 課題

#### ①患者ニーズに応じた働き方の選択肢の提供

● 治療と仕事を両立できる社内制度の整備や職場の理解の醸成が課題。



出典：※1厚生労働省平成25年就業条件総合調査、※2平成25年メンタルヘルス、私傷病などの治療と職業生活の両立支援に関する調査(独)労働政策研究・研修機構、※3厚生労働省平成27年就業条件総合調査、※4総務省平成27年通信利用動向調査、※5平成23年年次有給休暇に関する調査(独)労働政策研究・研修機構

【参考2】ドイツでは、法律に基づき、年次有給休暇とは別に6週間まで有給の病気休暇を取得できる。

#### 好事例

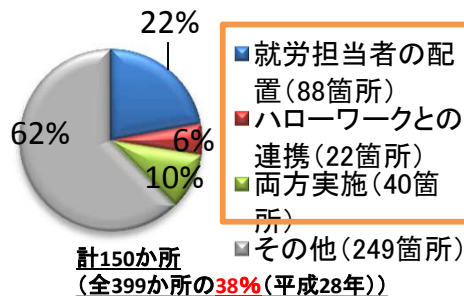
- i 中外製薬株式会社：社員の安全優先を会社の方針として明文化、がんの通院時に1日単位で取得可能な休暇制度
  - ii オリンパス株式会社：各事業所における産業保健スタッフの充実、全社的な健康意識の向上
  - iii ウシオ電機株式会社：主治医と連携した病気休業からの復帰支援
  - iv 大鵬薬品工業株式会社：やむを得ず病気退職した社員の再雇用制度など
  - v 住友電気工業株式会社：不妊治療のための休暇制度
- (注) i～ivは、「がん患者の治療と仕事の両立への優良な取組を行う企業表彰 事例紹介集」(平成26、27年度 東京都)を参考。

#### ②患者にとって身近な相談先の整備

● がんを例にみると、がん診療連携拠点病院で就労専門家の配置やハローワークとの連携による相談支援体制は38%のみ。

● 医療機関の就労支援機能は量、質ともに不足

- ・「患者サポート体制充実加算」(診療報酬)算定医療機関数は伸び悩み。  
3,477(H25) → 3,478(H26) → 3,422(H27)
- ・社会福祉士の養成カリキュラム全1,200時間中「就労支援サービスに関する知識」は15時間のみ。



#### ③国としての役割認識の明確化

● 「治療と仕事の両立」を働く方々の健康管理に係る行政課題として明確に捉え、国として、企業や医療機関等の取組を積極的に促進、支援する必要。

### 2. 今後の対応

#### ①企業文化の抜本改革

【企業】

- 全社員の健康に対する**経営トップ、管理職等の意識改革**
- 休暇、テレワーク等**両立が可能な社内制度**の充実
- 産業医、産業保健スタッフ等、社内体制の充実と理解

【厚生労働省】

- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月策定)の普及
- 企業向け「**疾患別サポートマニュアル**」を新たに策定の方針
- 先導的な事例の収集と普及、中小企業への支援等

#### ②企業と医療機関の連携の強化

【企業】

- **主治医、産業医等の連携体制の構築、充実**

【医療機関】

- 就労支援に対する**医療機関の役割の明確化と体制充実**(主治医の主導的役割の強化、医療ソーシャルワーカー等による支援体制の充実)

【厚生労働省】

- 企業と医療機関の連携の中核となる**専門人材の育成**
- **医療機関向け企業連携マニュアル**を新たに策定し、研修

#### ③患者に対する相談の充実

【企業】

- **産業医、産業保健スタッフによる相談体制**の充実、管理職等の教育

【医療機関】

- **診断当初から就労の相談支援**ができる環境の整備(相談可能な医療機関等の増加)

【厚生労働省】

- **個人ごとの「治療と仕事両立プラン」**の作成・実現を支援する仕組みづくり(患者の精神的支えを含め、患者に寄り添い、企業、医療機関と連携もできる専門人材の養成)

## 1. 制度趣旨

- 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は減額して適用。

## 2. 地域別最低賃金

- 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
- 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

### ※ 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

改定年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
改定額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823
目安額(円)	—	0	—	3	3	14	15	7~9	15	6	7	14	16	18	24
対前年度引上げ額(円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25

## 3. 最低賃金の決定基準

- 最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金法(昭和34年法律第137号)(抄)

(地域別最低賃金の原則)

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。



## 平成28年度地域別最低賃金額一覽

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	786 ( 764 )	22	平成28年10月1日
青森	716 ( 695 )	21	平成28年10月20日
岩手	716 ( 695 )	21	平成28年10月5日
宮城	748 ( 726 )	22	平成28年10月5日
秋田	716 ( 695 )	21	平成28年10月6日
山形	717 ( 696 )	21	平成28年10月7日
福島	726 ( 705 )	21	平成28年10月1日
茨城	771 ( 747 )	24	平成28年10月1日
栃木	775 ( 751 )	24	平成28年10月1日
群馬	759 ( 737 )	22	平成28年10月6日
埼玉	845 ( 820 )	25	平成28年10月1日
千葉	842 ( 817 )	25	平成28年10月1日
東京	932 ( 907 )	25	平成28年10月1日
神奈川	930 ( 905 )	25	平成28年10月1日
新潟	753 ( 731 )	22	平成28年10月1日
富山	770 ( 746 )	24	平成28年10月1日
石川	757 ( 735 )	22	平成28年10月1日
福井	754 ( 732 )	22	平成28年10月1日
山梨	759 ( 737 )	22	平成28年10月1日
長野	770 ( 746 )	24	平成28年10月1日
岐阜	776 ( 754 )	22	平成28年10月1日
静岡	807 ( 783 )	24	平成28年10月5日
愛知	845 ( 820 )	25	平成28年10月1日
三重	795 ( 771 )	24	平成28年10月1日
滋賀	788 ( 764 )	24	平成28年10月6日

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	発効年月日
京都	831 ( 807 )	24	平成28年10月2日
大阪	883 ( 858 )	25	平成28年10月1日
兵庫	819 ( 794 )	25	平成28年10月1日
奈良	762 ( 740 )	22	平成28年10月6日
和歌山	753 ( 731 )	22	平成28年10月1日
鳥取	715 ( 693 )	22	平成28年10月12日
島根	718 ( 696 )	22	平成28年10月1日
岡山	757 ( 735 )	22	平成28年10月1日
広島	793 ( 769 )	24	平成28年10月1日
山口	753 ( 731 )	22	平成28年10月1日
徳島	716 ( 695 )	21	平成28年10月1日
香川	742 ( 719 )	23	平成28年10月1日
愛媛	717 ( 696 )	21	平成28年10月1日
高知	715 ( 693 )	22	平成28年10月16日
福岡	765 ( 743 )	22	平成28年10月1日
佐賀	715 ( 694 )	21	平成28年10月2日
長崎	715 ( 694 )	21	平成28年10月6日
熊本	715 ( 694 )	21	平成28年10月1日
大分	715 ( 694 )	21	平成28年10月1日
宮崎	714 ( 693 )	21	平成28年10月1日
鹿児島	715 ( 694 )	21	平成28年10月1日
沖縄	714 ( 693 )	21	平成28年10月1日
全国加重平均額	823 ( 798 )	25	

※ 括弧書きは、平成27年度地域別最低賃金額



都道府県	会議名・構成員・開催状況等
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合北海道 （使用者団体）経済連合会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）北海道、札幌市、北海道経産局、北海道労働局 （金融機関）株式会社北洋銀行、株式会社北海道銀行</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.12.24 （第2回）H28.8.10</li> </ul>
青森県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：青森県働き方改革推進協議会</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合青森 （使用者団体）経営者協会 （行政機関）青森県、東北経産局、青森労働局 （金融機関）株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.12.16 （第2回）H28.8.10</li> </ul>
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：いわてで働こう推進協議会</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合岩手 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）岩手県、岩手県市長会、岩手県町村会、岩手労働局 （その他）岩手県高等学校長協会、岩手県私学協会、岩手大学、 岩手県専修学校各種学校連合会、岩手県PTA連合会、岩手県社会福祉協議会、 岩手県農業公社、岩手県林業労働対策基金、岩手県漁業担い手育成基金、 岩手県建設業協会</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.2.9</li> </ul>
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：宮城働き方改革推進等政労使協議会</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合宮城 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）宮城県、仙台市、東北経産局、宮城労働局 （金融機関）株式会社七十七銀行</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.12.25 （第2回）H28.3.30 （第3回）H28.8.31</li> </ul>

都道府県	会議名・構成機関
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：秋田いきいきワーク推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合秋田 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）秋田県、東北経産局、秋田労働局 （その他）東北公益文科大学長、秋田大学、企業経営者</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.2.5</li> </ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：山形県正社員転換・働き方改革等推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合山形 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）山形県、東北経産局、山形労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.12.18</li> </ul>
福島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：福島県魅力ある職場づくり推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合福島 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）福島県、東北経産局、福島労働局 （金融機関）福島県銀行協会、福島県信用金庫協会</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.12.21 （第2回）H28.12.26</li> </ul>
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：茨城働き方改革・労働環境改善協議会</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合茨城 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）茨城県、茨城労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.12.17</li> </ul>

都道府県	会議名・構成機関
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：とちぎ公労使会議（とちぎ公労使協働宣言実現会議）</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合栃木 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）栃木県、栃木県市長会、栃木県町村会、栃木労働局 （金融機関）株式会社足利銀行、株式会社栃木銀行</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.3.14 （第2回）H28.10.17</li> </ul>
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：働き方改革の推進に向けた群馬県政労使会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合群馬 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）群馬県、前橋市、太田市、群馬労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.2.12 （第2回）H28.3.22</li> </ul>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：埼玉県公労使会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合埼玉 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、中小企業家同友会 （行政機関）埼玉県、埼玉労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.2.8 （第2回）H28.5.23 （第3回）H28.10.25</li> </ul>
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：ちばの魅力ある職場づくり公労使会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合千葉 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）千葉県、千葉労働局 （金融機関）株式会社千葉銀行、千葉信用金庫</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.12.18 （第2回）H28.9.7 （第3回）H28.9.26 （第3回）H29.1.24</li> </ul>

都道府県	会議名・構成機関
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：東京の成長に向けた公労使会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合東京 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）東京都、東京労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.12.24</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：東京労働懇談会</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合東京 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）東京都、東京労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.7.27</li> </ul>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：神奈川県魅力ある職場作り推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合神奈川 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、経済同友会 （行政機関）神奈川県、関東経産局、神奈川労働局 （金融機関）一般社団法人横浜銀行協会、神奈川県信用金庫協会</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.2.1 （第2回）H28.12.15</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：働き方改革等連絡協議会</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合新潟 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）新潟県、新潟労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.1.28</li> </ul>
富山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：富山労働局働き方改革推進、正社員転換・待遇改善実現本部 平成27年度拡大会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合富山 （使用者団体）経営者協会 （行政機関）富山県、中部経産局、富山労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.2.15</li> </ul>

都道府県	会議名・構成機関
石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：いしかわ働き方改革等推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合石川 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）石川県、中部経済局、石川労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.12.25</li> </ul>
福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：ふくい働き方改革推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合福井 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）福井県、近畿経産局、福井労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.11.13 （第2回）H28.2.3 （第3回）H28.11.2</li> </ul>
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：やまなし働き方改革推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合山梨 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）山梨県、甲府市、山梨労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.1.15 （第2回）H28.10.26</li> </ul>
長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：長野県働き方改革・女性活躍推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合長野 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）長野県、長野労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.2.4</li> </ul>



都道府県	会議名・構成機関
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：岐阜県働き方改革推進協議会</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合岐阜 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）岐阜県、中部経産局、岐阜労働局 （金融機関）一般社団法人岐阜銀行協会、一般社団法人大垣銀行協会 （その他）岐阜県社会保険労務士会、岐阜県労働基準協会連合会</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.3.23 （第2回）H28.7.22</li> </ul>
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：静岡県働きやすい職場づくり推進公労使会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合静岡 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）静岡県、静岡市、浜松市、関東経産局、静岡労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.11.24 （第2回）H28.3.25</li> </ul>
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：愛知県政労使協議会</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合愛知 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、 中部経済連合会 （行政機関）愛知県、中部経産局、愛知労働局 （その他）名古屋大学総長、名古屋工業大学学長、豊橋技術科学大学学長、 学校法人梅村学園 理事・学術顧問</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.11.25 （第2回）H28.2.12 （第3回）H28.10.25</li> </ul>
三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：三重県雇用創造懇話会</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合三重 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）三重県、三重労働局 （その他）三重大学</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.2.23</li> </ul>

都道府県	会議名・構成機関
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：雇用推進行労使会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合滋賀 （使用者団体）滋賀経済産業協会 （行政機関）滋賀県、滋賀労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.12.24</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：京都労働経済活力会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合京都 （使用者団体）経営者協会 （行政機関）京都府、京都市、京都労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.11.24</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：大阪働き方改革推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合大阪 （使用者団体）関西経済連合会 （行政機関）大阪府、大阪市、堺市、近畿経産局、大阪労働局 （金融機関）大阪信用金庫、株式会社池田泉州銀行、株式会社りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.11.12 （第2回）H28.10.31</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：兵庫地方働き方改革推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合兵庫 （使用者団体）経営者協会 （行政機関）兵庫県、兵庫労働局 （その他）兵庫県立大学、流通科学大学、関西学院大学、甲南大学、商店街振興組合、民間企業他</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.12.21</li> </ul>

都道府県	会議名・構成機関
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：奈良県働き方改革推進協議会</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合奈良 （使用者団体）県内企業経営者 （行政機関）奈良県、近畿経産局、奈良労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.3.28</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：和歌山働き方改革会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合和歌山、U A ゼンセン （使用者団体）経営者協会、(株)インテリックス、学校法人田原学園慶風高等学校 （行政機関）和歌山県、和歌山市、近畿経産局、和歌山労働局 （金融機関）株式会社紀陽銀行、きのくに信用金庫</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.2.12 （第2回）H28.6.27</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：正規雇用一万人チャレンジ推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合鳥取 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）鳥取県、鳥取県市長会、鳥取県町村、鳥取労働局 （その他）鳥取県農業協同組合中央会、鳥取県森林組合連合会、鳥取県漁業協同組合、公益社団法人鳥取県観光連盟、鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、公益社団法人鳥取県医師会、公益社団法人鳥取県看護協会、一般社団法人鳥取県薬剤師会、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県子ども家庭育み協会、一般社団法人鳥取県建設業協会、一般社団法人鳥取県測量設計業協会、国立大学法人鳥取大学、公立大学法人公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、独立行政法人国立高等専門学校機構、米子工業高等専門学校、一般社団法人鳥取県私立学校協会、鳥取県高等学校PTA連合会、鳥取県職業能力開発機構、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.12.25</li> </ul>

都道府県	会議名・構成機関
島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：島根県仕事と生活の調和推進連絡会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合島根 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）島根県、島根労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.11.18</li> </ul>
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：地域ぐるみで働き方改革を推進するためのおかやま労使会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合岡山 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）岡山県、中国経産局、岡山労働局 （金融機関）株式会社中国銀行</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.10.26 （第2回）H28.10.26</li> </ul>
広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：広島県雇用推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合広島 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、経済同友会 （行政機関）広島県、広島市、福山市、中国経済局、広島労働局 （その他）広島大学、福山市立大学、広島修道大学</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.2.10</li> </ul>

都道府県	会議名・構成機関
山口県	<p>■会議名：山口県政労使会議            ■構成員：（労働者団体）連合山口            （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会            （行政機関）山口県、山口労働局            （その他）（独）高齢・障害・求職者支援機構山口支部</p> <p>■開催状況：（第1回）H27.12.22</p> <hr/> <p>■会議名：やまぐち働き方改革推進会議            ■構成員：（労働者団体）連合山口            （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会            （行政機関）山口県、山口労働局            （金融機関）株式会社山口銀行、株式会社西京銀行、山口県信用金庫協会            （その他）（独）高齢・障害・求職者支援機構山口支部、（一社）山口県労働者福祉協議会、山口大学、学識経験者</p> <p>■開催状況：（第1回）H28.8.18 （第2回）H28.12.22</p>
徳島県	<p>■会議名：徳島雇用政策懇談会            ■構成員：（労働者団体）連合徳島            （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会            （行政機関）徳島県、四国経産局、徳島労働局            （金融機関）徳島県銀行協会</p> <p>■開催状況：（第1回）H28.2.10 （第2回）H28.5.11</p>
香川県	<p>■会議名：香川働き方改革推進本部 本部会議            ■構成員：（労働者団体）連合香川            （使用者団体）経営者協会、香川労働基準協会            （行政機関）香川県、四国経産局、香川労働局            （金融機関）日本政策金融公庫高松支店</p> <p>■開催状況：（第1回）H27.12.16 （第2回）H28.10.28</p>



都道府県	会議名・構成機関
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：愛媛県における雇用の質の向上促進懇談会</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合愛媛 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、愛媛県法人会連合会、経済同友会 （行政機関）愛媛県、愛媛労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.12.15</li> </ul>
高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：高知県働き方改革推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合高知 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）高知県、高知労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.1.25</li> </ul>
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：福岡「働き方改革等推進会議」</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合福岡 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）福岡県、九州経産局、福岡労働局 （金融機関）福岡県銀行協会</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.2.9 （第2回）H28.12.1</li> </ul>
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：佐賀県魅力ある職場づくり推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合佐賀 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）佐賀県、九州経産局、佐賀労働局 （金融機関）株式会社佐賀銀行、株式会社佐賀共栄銀行</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.2.9 （第2回）H28.7.6</li> </ul>

都道府県	会議名・構成機関
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：働き方改革等推進のための長崎県7者会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合長崎 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）長崎県、長崎労働局 （金融機関）株式会社親和銀行</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.1.18 （第2回）H28.11.7</li> </ul>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：働き方改革推進熊本地方協議会</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合熊本 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）熊本県、熊本市、熊本労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H27.12.15</li> </ul>
大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：大分県ワーク・ライフ・バランス推進会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合大分 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、経済同友会 （行政機関）大分県、大分市、大分労働局 （その他）大分大学、県内企業14社</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.1.28</li> </ul>
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：宮崎県雇用政策懇談会</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合宮崎 （使用者団体）経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、宮崎県工業会、 中小企業家同友会 （行政機関）宮崎県、宮崎労働局 （その他）宮崎大学</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.1.19 （第2回）H28.8.24</li> </ul>

都道府県	会議名・構成機関
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：鹿児島県のよりよい雇用・労働環境実現に向けた政労使会議</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合鹿児島 （使用者団体）経営者協会、商工会、中小企業団体中央会 （行政機関）鹿児島県、鹿児島県教育庁、鹿児島市、九州経済産業局、鹿児島労働局 （金融機関）鹿児島県銀行協会</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.2.10 （第2回）H28.10.17</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議名：沖縄県雇用対策推進協議会</li> <li>■ 構成員：（労働者団体）連合沖縄 （使用者団体）経営者協会 （行政機関）沖縄県、沖縄労働局</li> <li>■ 開催状況：（第1回）H28.3.25</li> </ul>

労働基準局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
地方公共団体及び労使等で構成される会議について(資料1、2)	労働条件政策課	企画調整第2係	堀場	5356
過労死等の防止のための対策について(資料3、4)	総務課過労死等防止対策推進室	過労死等防止係	大川戸	5583
学生アルバイトの労働条件の確保について(資料5、6)	労働条件政策課労働条件確保改善対策室	労働条件改善係	佐々木	5545
無期転換ルールの本格化に向けた取組について(資料7、8)	労働関係法課	労働契約係	岡崎	7753
治療と仕事の両立支援の推進について(資料9、10)	安全衛生部労働衛生課産業保健支援室	健康班	大野	5493
最低賃金の引上げについて(資料11、12)	賃金課	政策係	福田	5373